

弁護士 おなやみごと無料相談 in 十勝

十勝管内の法律事務所がない17町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。
十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付（予約優先）：釧路弁護士会帯広会館
TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。
(利害関係の有無を確認するためにも、事前の予約が確実です。)



平成29年度スケジュール ー上半期ー 《毎週火曜日 午後1時～午後4時》

		実施自治体	実施場所
4月	4日	広尾町	広尾町コミュニティセンター
	11日	豊頃町	豊頃町役場 ※役場日よりP32掲載
	18日	上士幌町	上士幌町山村開発センター
	25日	浦幌町	浦幌町役場
5月	春の全国一斉すずらん無料法律相談		
6月	6日	清水町	清水町役場
	13日	池田町	池田町社会福祉センター
	20日	大樹町	大樹町福祉センター
	27日	音更町	木野コミュニティセンター
7月	4日	陸別町	陸別町役場
	11日	新得町	新得町役場
	18日	幕別町	幕別町民会館
	25日	足寄町	足寄町消費生活相談所
8月	1日	更別村	更別村社会福祉センター
	8日	士幌町	士幌コミュニティセンター
	15日	お盆休み	
	22日	豊頃町	豊頃町役場
9月	29日	鹿追町	鹿追町民ホール
	5日	中札内村	中札内村農村環境改善センター
	12日	清水町	清水町役場
	19日	芽室町	芽室町保健福祉センター
	26日	幕別町	札内コミュニティプラザ

帯広弁護士協会

後援 足寄町・池田町・浦幌町・音更町・上士幌町・更別村・鹿追町・清水町・新得町
大樹町・豊頃町・中札内村・広尾町・本別町・幕別町・芽室町・陸別町

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

平成29年度資源ごみ集団回収活動助成金交付事業

はじめませんか？資源ごみの集団回収！

町では、ごみの減量と限りある資源の有効利用、地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民の皆さんによる「集団回収」を推奨しています。

皆さんの地域などで、身近なリサイクル活動として「集団回収」を始めてみませんか？

● 集団回収とは

子ども会や町内会などの地域団体が、家庭から出る新聞紙や瓶、アルミ缶などの資源ごみを自主的に回収する「住民主体のリサイクル活動」で、回収業者に売り払いした代金とは別に、回収した資源ごみの量に応じて町から助成金が交付されます。

● 対象団体

町内の子ども会、町内会、老人クラブ、女性団体、PTAなど5世帯以上で構成する団体

● 助成の内容

助成金の交付

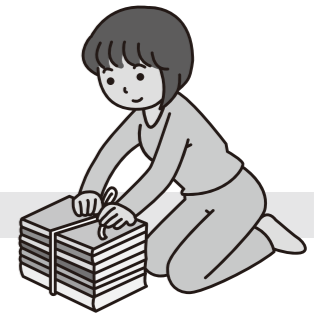
- ・基本額 1団体 5,000円（年度内1回限り）
- ・加算額 回収量 1kgにつき4円

対象品目

新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、ビール瓶、一升瓶、アルミ缶など

● 集団回収のメリット

- ・集団回収を通じ、地域のコミュニティの形成が促進されます。
- ・実施団体の活動費として、助成金を有効に活用できます。
- ・資源の大切さを学ぶなど環境意識が高まります。
- ・分別が徹底され質の高い資源物を回収できます。



● 集団回収をはじめするには？

① 団体の中で、必要な役割や回収する資源物の種類、いつ、どこに、どのように集めるかなどを決め、回収業者と相談します。

② 「集団回収活動実施団体登録申請書」を町に提出します。
※すでに登録されている団体については、提出は不要です。

③ 事前に決めた回収日時、場所、出し方を守り、資源物を出します。回収後は、回収業者から「買上伝票」等を受け取り、この伝票を添えて助成金交付申請書を町に提出することになります。

● 必要書類

助成金交付申請書、資源ごみ回収実績報告書、買い上げ伝票等

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213